

IT 産業版・民間投資促進特区 (復興特区法に基づく復興推進計画) による 優遇制度等について

■復興特区法とは

- 東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）とは、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として平成 23 年 12 月 26 日に施行されました。
- 東日本大震災により一定の被害が生じた県及び市町村は、国が策定する基本方針に基づき、復興推進計画を作成し、内閣総理大臣に申請し、認定を受けることができます。
- 認定を受けた基本計画に基づいて実施する復興推進事業については、税制の優遇や規制の特例などの一定の措置が受けられます。（平成 32 年度まで）

■民間投資促進特区（IT 産業版）

- 宮城県では、雇用創出効果が高く、周辺産業との融合・連携により他産業の復興・発展にも寄与する情報サービス関連産業の早期復旧、復興を目指すため、IT 産業版の復興推進計画（民間投資促進特区）を作成し、平成 24 年 6 月 12 日に内閣総理大臣から認定を受けました。
- この特区では、「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業」「インターネット付随サービス業」「コールセンター」「BPO オフィス」「データセンター」「設計開発関連業」「デジタルコンテンツ関連業」の 7 業種を対象としています。
- これらの事業者の方々が、復興産業集積区域内で復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合には、県又は市町村の指定を受けることにより、税制上の特例措置を受けることができます。

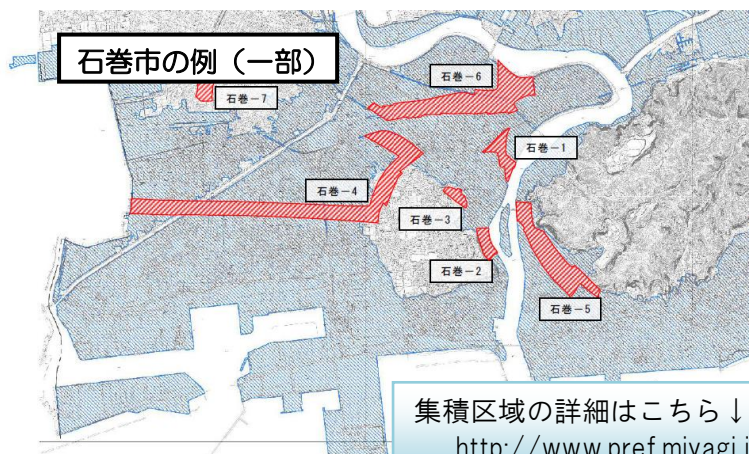
民間投資促進特区（IT 産業版）

■計画の目標

- ・県内の情報サービス関連産業は、震災による企業活動の停滞に伴い受注業務及び開発業務が大幅に減少し、非常に厳しい経営状況が続いており、また、県内の雇用情勢は、東日本大震災による甚大な被害を受けた沿岸部を中心に厳しい状況にあります。
- ・IT関連企業、コールセンター等は、雇用創出効果が大いに期待されることや周辺産業との融合・連携により他産業の復興・発展にも寄与することから、情報サービス関連産業の集積・振興を図り、被災地の震災からの早期の復興とともに安定的な雇用の創出を目指すものです。

■復興産業集積区域

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（雇用等被害地域）である津波浸水地域から通勤圏内にある商業、工業等の用途地域、今後開発が可能な地域などの区域を指定。（全78区域）



復興推進計画の区域

仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、巨理町、利府町、大和町、大衡村、女川町、南三陸町

11市5町1村

■集積を目指す業種（特例対象業種）

◆ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業

◆インターネット付随サービス業

◆コールセンター

◆BPOオフィス

人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供するBPOオフィス

◆データセンター

（復興産業集積区域のある市町村）

仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、巨理町、利府町、大和町、大衡村、女川町、南三陸町 11市5町1村

◆設計開発関連業

自動車関連産業を始めとした製造業又は情報通信業に係る設計開発業（情報サービス業の供するサービスを使用するものに限る）

（復興産業集積区域のある市町村）

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、富谷市、大和町、大衡村 6市1町1村

◆デジタルコンテンツ関連業

映像・音声・文字情報制作業（ラジオ番組制作業、新聞業を除く）、デザイン業、広告業、写真業

（復興産業集積区域のある市町村）

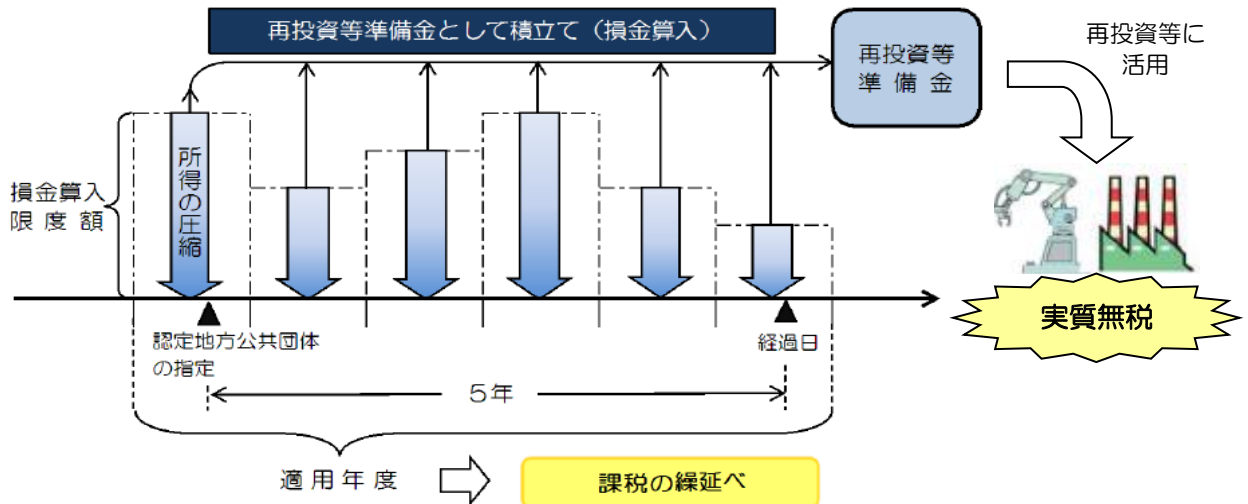
仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、登米市 7市

特区による税制の特例

■ 国税（法人税）の特例（(1)～(3)は選択適用）

(1) 新規立地促進税制（新規立地企業を5年間無税とする措置）

雇用等被害地域を含む沿江市町（注）の復興産業集積区域（特定復興産業集積区域）内において、新設される集積業種に係る法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。



- ① 指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できる。
- ② 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

《対象法人》

- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- ・特定復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。ただし、以下の2つの要件を満たす事業所については、区域外へ設置可能。
（※法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること。）
（※区域外へ設置する事業所の従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれが多い人数以下であること。）
- ・指定を受けた事業年度に3億円（中小企業は3千万円又は3事業年度で5千万円）以上の機械又は建物等の取得等を行うこと。

(2) 特別償却又は税額控除

平成33年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等※した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。 ※その取得又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限りです。

① 特別償却

取得等の時期 資産等の区分	雇用等被害地域を含む沿江市町(注)の区域	左記区域以外
機械装置	50%	34%
建物・構築物	25%	17%

② 税額控除

取得等の時期 資産等の区分	雇用等被害地域を含む沿江市町(注)の区域	左記区域以外
機械装置	15%	10%
建物・構築物	8%	6%



※20%が限度。但し4年間の繰越が可能。

(注) 雇用等被害地域を含む市町

(IT産業版)

仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、利府町、女川町、南三陸町
計10市町

(3) 法人税等の特別控除

平成33年3月31日までに指定を受けた場合は、復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者に対する給与等支給額の10%又は7%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

《控除率》

- ① 雇用等被害地域を含む沿岸市町(注)の区域・・・10%
- ② 上記区域以外・・・7%

《被災雇用者》

- ・H23.3.11時点で特定被災区域内（宮城県の場合、全県）の事業所で勤務していた者
- ・H23.3.11時点で特定被災区域内（宮城県の場合、全県）に居住していた者

(4) 開発研究用資産の特例

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、特別償却できるとともに最大60%の税額控除が受けられます。

《適用対象資産》

新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの。

(参考) 耐用年数省令表第六(抜粋)

種 類	細 目
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備
構築物	風とう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの
工具	—
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの その他のもの
ソフトウェア	—

■ 地方税の特例

● 地方税の課税免除

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち、(1)、(2)、(4)の指定を受けた場合）は、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。

【対象税目】 法人事業税（県）、不動産取得税（県）、固定資産税（県・市町村）

特例を受けるには

特区による特例の適用を受ける場合には、県又は市町村の指定及び事業実施状況の認定が必要となります。※認定後、国税地方税窓口において、別途特例を受けるための申請等が必要となります。

■指定・認定の流れ

①復興推進計画の認定

宮城県と 17 市町村が共同で作成した復興推進計画(IT 産業版)は、平成 24 年 6 月 12 日に内閣総理大臣の認定を受けました。

②認定地方公共団体へ
指定事業者の指定の申請

指定を受けようとする個人事業者又は法人は、指定事業者事業実施計画その他の事項等を記載した申請書を、認定地方公共団体に提出します。

③認定地方公共団体による指定

認定地方公共団体は、指定事業者からの申請に基づき、指定要件を満たしているか審査の上、指定を行います。

④指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後 1 ヶ月以内に、認定地方公共団体に提出します。

⑤認定地方公共団体による認定書の交付

認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

■指定申請書（様式は特例ごとに異なります。）

《申請書鑑》

別記様式第 2 の 4 (第10条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定を受けたいので、東日本大震災復興特別区域法施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
- 個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
- 設立年月日（法人に限る。）
- 指定事業者事業実施計画（別紙）

●添付書類

- ・事業実施計画書
- ・指定要件に関する宣言書
- ・定款及び登記事項証明書
（個人の場合は住民票抄本）
- ・その他参考となる資料

《事業実施計画書》

別記様式第 2 の 4 (別紙) (第10条関係)

指定事業者事業実施計画書

- 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容
- 事業の実施場所
- 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間
- 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画
 - 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円
 - 年度別内訳
 - 〇〇年度
 - 設備投資予定額 小計〇〇百万円
 - 内訳

設備名	設置予定地	取得予定年月日	取得予定価額	用途	事業内容

- 事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
- 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金の見込額 総計〇〇百万円
- 年度別内訳
 - 〇〇年度
 - 事業の実施に要する資金の見込額 小計〇〇百万円
 - 内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

■事業実施状況報告（様式は特例ごとに異なります。）

《実施状況報告書》

別記様式第2の1（第9条関係）

復興推進事業に関する実施状況報告書

平成 年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定（ 年 月 日付け）を受けた復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容
2. 事業の実施場所
3. 指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間
4. 前年度における事業の実施状況
5. 前年度における収支決算
6. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する実績
 - (1) 指定事業者実施事業計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円
 - (2) 年度別内訳
 - (イ) 〇〇年度
 - (i) 設備投資実績額 小計〇〇百万円
 - (ii) 内訳

設備名	設置地	取得年月日	取得価額	用途	事業内容

7. 資金の調達に関する実績

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額
総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 資金調達実績額 小計〇〇百万円

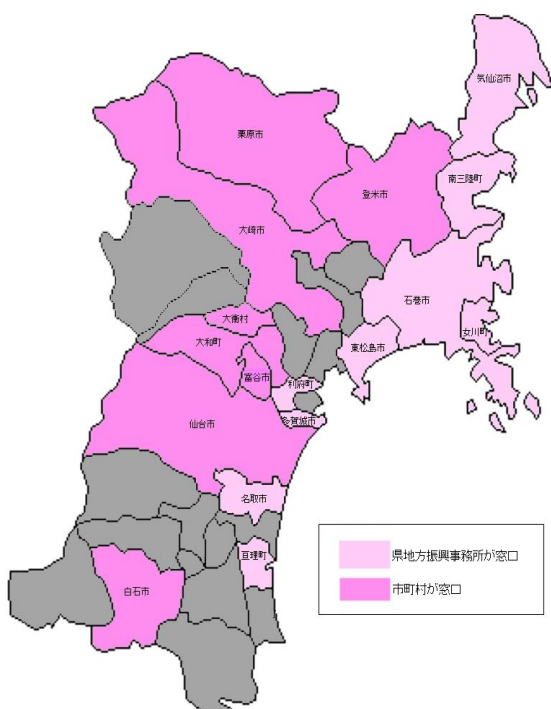
(ii) 内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

●添付書類（必要に応じて）

- ・貸借対照表及び損益計算書等
- ・営業報告書等
- ・被災者である雇用者の名簿及び給与支給額一覧
- ・雇用契約書、住民票等雇用者の被災者証明書類
- ・その他参考となる資料

■指定申請・実施報告窓口



指定申請及び実施報告の窓口（申請・報告先）は、基本的には各市町村となりますが、一部の沿岸市町（9市町）については、次の県地方振興事務所が窓口となります。

所管窓口	所管
県仙台地方振興事務所	名取市，多賀城市，亶理町，利府町
県東部地方振興事務所	石巻市，東松島市，女川町
県気仙沼地方振興事務所	気仙沼市，南三陸町

資料に関するお問い合わせ：

宮城県 経済商工観光部 新産業振興課

情報産業振興班 TEL: 022-211-2479

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/hukkoutokku-it.html>